
岡山市SDGs推進パートナーズ 申請ガイド

[第5版]



令和8年（2026年）9月



1 制度概要・趣旨

岡山市内で、経済・社会・環境の調和した持続可能な社会を目指す SDGs の取組を行う事業者を「岡山市 SDGs 推進パートナーズ」として登録します。

SDGs 達成に向けた取組を見える化し、将来にわたって具体的な取組を推進する事業者の企業価値や認知度が向上することで、SDGs に取り組む事業者の増加や事業の拡大を図り、地域経済の活性化や社会課題の解決につなげます。また、本市が様々なステークホルダーと連携して事業者の取組を支援することで、更なる取組の促進と自律的好循環（★）の形成につなげ、SDGs を原動力とした地方創生の実現を目指します。

★自律的好循環とは：地域の企業や金融機関、地方公共団体等の多様なステークホルダーが連携し地域課題の解決に向けて、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

2 登録申請について

（１）登録の対象

岡山市内に常駐する従業員のいる本店、支店等の事業所を有し、かつ、申請日において事業を行っている企業※または個人事業主。

※ここでは企業とは、会社及び会社に準ずる営利法人を指します。具体的には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合等です。

また、上記の企業には該当しませんが、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」第2条に規定する「協同組織金融機関」（信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫等）、及び「中小企業組合法」に規定する「事業協同組合」は登録可能です。

（２）登録の要件

以下のすべての要件に該当するものを対象とします。

- ① 2030年のSDGs達成に向けた経営方針・目指す姿と、経済・社会・環境の三側面における重点的な取組及び目標が明確に示されていること。
- ② 自らの活動とSDGsの17のゴール及び169のターゲットとの関連付けがなされていること。
- ③ 市税等の未納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないこと。事業所に同法に規定する暴力団員がいないこと。
- ⑤ その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

（３）登録の申請

①募集期間 令和8年9月18日（金）～ 令和8年11月18日（水）

②応募方法 (ア),(イ)いずれかの方法で応募してください。

(ア) 岡山市電子申請サービス

URL : <https://x.gd/TutTY>



右の二次元コードからも申請受付フォームにアクセスできます→

※上記 URL から申請フォームの案内に従って申請してください。**利用登録なし**で手続き可能です。

※申請フォームから申請する場合、**様式第 1 号登録申請書の 1 ページ目「1.登録事業者概要」**はフォームに直接入力するため、様式への**記入は不要**です。2 ページ目及び様式第 2 号の取組チェックリストは記入が必要です。

(イ) 電子メール

岡山市市民協働局市民協働部 SDGs・ESD 推進（下記③記載のメールアドレス）まで**電子メール**で提出してください。

【応募書類】

■様式第 1 号 岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書

登録事業者の概要、「2030年のSDGs達成に向けた経営方針と目指す姿」及び「SDGsに関する重点的な取組及び指標」を記載してください。

■様式第 2 号 SDGs 達成に向けた取組チェックリスト

基本項目 25 項目すべて、かつ、3 つ以上のチャレンジ項目に具合的な取組内容を記載してください。

※上記応募書類（様式第 1 号及び第 2 号）は岡山市公式ウェブサイトの岡山市 SDGs 推進パートナーズのページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000083165.html>

右の二次元コードからも岡山市 SDGs 推進パートナーズのページにアクセスできます→



※記載例及びQ & Aをよくお読みの上、ご記入ください。

※申請書のファイル名の頭に事業者名をつけてください。

例 「〇〇株式会社_様式第 1 号」

※電子メールのタイトルを「（事業者名）第 5 期 SDGs 推進パートナーズ申請」としてください。

例 「（〇〇株式会社）第 5 期 SDGs 推進パートナーズ申請」

③問い合わせ先・提出先

岡山市 市民協働局 市民協働部 SDGs・ESD 推進課

お問合せ電話番号 : 086-803-1351

提出先メールアドレス : sdgs_p@city.okayama.jp

※上記メールアドレスをメールソフトに直接コピーすると文字化け等により送信できない場合があります。アドレス入力時は、上記アドレスの「@」を半角に変換した上で、お間違えのないよう入力してください。

(4) 登録の実施

申請内容に不備がなく、登録の要件をすべて満たすと認めるときは、「岡山市 SDGs 推進パートナーズ」として登録し、登録証を交付します。

（５）登録の有効期間

登録の日から**３年間**とします。

（６）１年ごとの状況報告

登録後、**１年経過ごとに１回、必ず**「SDGs 達成に向けた取組報告書（様式第３号）」により、申請書に記載した SDGs に関する重点的な取組の状況と指標の達成状況を報告してください。

「SDGs 達成に向けた取組報告書（様式第３号）」は岡山市 SDGs・ESD 推進課まで提出してください。

（７）登録の更新

登録の有効期間が満了する場合は、登録を更新することができます。その場合は、登録申請時と同様に「岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録申請書（様式第１号）」と「SDGs 達成に向けた取組チェックリスト（様式第２号）」を、**登録の有効期限の３０日前までに**、岡山市 SDGs・ESD 推進課（上記（３）記載の提出先メールアドレス）まで提出してください。

（８）登録の変更及び辞退

登録内容に変更がある場合は「変更届（様式第４号）」を、登録を辞退しようとするときは、「登録辞退届（様式第６号）」を、いずれも岡山市 SDGs・ESD 推進課（上記（３）記載の提出先メールアドレス）まで電子メールで速やかに提出してください。

３ 登録のメリット

岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録事業者には、次のようなメリットがあります。

- （１）「岡山市 SDGs 推進パートナーズ」登録証を取得できる
- （２）岡山市 SDGs 推進ロゴマークが使用できる
※ロゴマークを使用できるのは、**岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録の有効期間内のみです**
- （３）岡山市のホームページで事業者名等が公表され、対外的に P R される
- （４）入札参加資格審査において、工事部門の格付等級を決定する際の加点対象として申請することができる
- （５）岡山市市民協働局内の一部の企画競争における加点を受けられる
- （６）登録事業者対象の交流会などに参加できる
- （７）岡山市 SDGs 推進パートナーズ応援団が提供する支援メニューを利用できる
- （８）株式会社ファーストクラスが提供する EC サイト「クローズドマート」を利用できる



４ 注意事項

岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録事業者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消します。

- （１）虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- （２）法令に違反する重大な事案が発生した場合
- （３）SDGs の達成に資する活動について、実態がないことが判明した場合
- （４）その他、岡山市 SDGs 推進パートナーズ登録事業者として適当でないと認める場合

★本ガイドは随時更新していきます